

住民税 年金からの天引きについて

年金受給者の住民税は、厚生労働大臣などの公的年金等の支払者が、納税者に支給される公的年金等から住民税を引き落とし、納税者に代わって直接、村へ納入する制度です。これを「年金特別徴収」といいます。

年金特別徴収対象者とは

「年金特別徴収」とは、次の1～5のすべてに該当する人が対象となり、年金から天引きさせていただきます。

- 1 前年中に公的年金などの支払いを受けていること。
- 2 特別徴収の対象となる年金の年額が、18万円以上であること。
- 3 当該年度の4月1日現在において、65歳以上であること。
- 4 介護保険料が、年金から天引きされていること。
- 5 個人住民税の納税義務があること。



※上記要件の一つでも該当しない人は、普通徴収(口座振替または庁舎窓口・金融機関などで直接納付)

※年金所得のほかに給与所得、不動産所得などの所得がある場合、これらの所得にかかる個人住民税は、次のようになります。

- ①給与所得と不動産所得などがある場合 → 給与からの「特別徴収」
- ②給与所得は無く不動産所得などがある場合 → 「普通徴収」(納付書または口座振替)

初めて年金特別徴収を開始する年度の徴収方法

平成29年度6月の本算定により、

- ・上半期(6月、8月、9月)年税額半分の3分の1ずつを徴収(普通徴収)
 - ・下半期(10月、12月、翌年2月)年税額の6分の1ずつ徴収(特別徴収[年金からの天引き])
- ご理解のほどよろしくお願いします。



年金特別徴収の仮徴収と本徴収について

平成29年4月の仮徴収分から計算方法が変わりました。

仮徴収とは
(4月・6月・8月)に徴収



昨年中の所得が確定していないため、前年度年税額を6で割った額を4月・6月・8月に仮徴収します。

本徴収とは
(10月・12月・2月)に徴収



確定した住民税額から、仮徴収された合計額を差引いた残りの税額を3回で割り、10月・12月・2月の支給月に徴収します。

※その年度の8月で住民税の支払いが終了した人は、次年度の支払い方法が普通徴収から始まり、本算定によっては、10月から年金特別徴収が再開される場合もあります。

※普通徴収から始まった人の納付期は、第1期(6月)、第2期(8月)、第3期(9月)です。

※4月、6月、8月に仮徴収しますが、平成29年度6月の本算定時において年税額が下がった場合は、還付金(払い戻し)が発生することもあります。

